未熟児養育医療について

「未熟児養育医療」は、入院を必要とする乳児(１歳未満)に対して、指定医療機関における医療費の自己負担について公費負担する制度です。

1. 給付対象

次の全てに該当するお子さん

①邑楽町に住民票がある児

②入院中の１歳未満児

給付を受けられる期間は、出生から満１歳の誕生日の前々日又は退院の日まで

③出生体重が 2,000 グラム以下の乳児又は、指定医療機関*の医師が養育医療の対象と認めた児

＊医療費助成が受けられる医療機関は、全国の指定された養育医療機関です。

県内の指定医療機関はこちら▶

2. 費用負担

健康保険が適用される医療費が給付範囲となり、自己負担分は福祉医療制度（ピンクのカード）の対象となります。従って、病院窓口での自己負担はありません。

▼給付の範囲

①診察	②薬剤又は治療材料の支給	③医学的処置、手術及びその他の治療
④病院又は診療所への収容	⑤看護	⑥移送

▼注意

おむつ代・差額ベッド代などの保険適用外の費用については対象となりません。

3. 申請から養育医療券交付までの流れ

①保護者の方は、裏面の必要書類をお持ちの上、邑楽町保健センターへお越しください。

↓

②町が給付の可否を判定し、承認した場合に「養育医療券」を申請者に送付します。

（送付の目安は申請から 10 日程度です。）

↓

③保護者の方は届いた「養育医療券」をお子さんが入院している医療機関に提示してください。

4. 申請に必要な書類

	書類名	備考
□	養育医療給付申請書	窓口に準備があります。申請者が記入します。
□	養育医療意見書	窓口に準備があります。医師が記入します。
□	世帯調書	窓口に準備があります。申請者が記入します。
□	児が加入する医療保険の名称・記号及び番号がわかる書類（資格確認書又はマイナ保険証）	マイナ保険証の場合、資格確認をするため、４桁の暗証番号が必要です。
□	福祉医療費受給者資格証	役場住民保険課から発行されたピンクのカードです。
□	母子健康手帳	「出産の状態」のページの写しが必要です。
□	マイナンバーが確認できるもの（※）	同一世帯及び世帯外扶養義務者全員分。 住民登録の状況によって不要となる場合があります。
□	申請者本人の確認書類	申請者のマイナンバーカード、運転免許証などの顔写真付き公的身分証明書

※個人番号（マイナンバー）カード、個人番号が記載された住民票の写しなど。
お子さんの個人番号カードが発行されていない場合は、お申し出ください。

問合せ先　**邑楽町保健センター**

住所：邑楽町中野 2570-3
電話：0276-88-5533
平日　午前８時 30 分～午後５時 15 分